

### さいたま市桜区告示第3号

住民基本台帳法施行令（昭和42年9月11日政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を消除したので、同条第4項の規定に基づきこれを告示する。

令和7年8月21日

さいたま市桜区長 栗原 ゆり

#### 1 該当者

- 次の表のとおり

氏名	住民票上の住所	職権消除年月日
吉田 大樹	さいたま市桜区桜田2丁目2番5号	令和7年8月21日

#### 2 連絡先

- 担当 さいたま市桜区役所区民生活部区民課
- 電話 048(856)6144